

1 参照通知文 1

「地域医療構想の進め方について」（関係部分 抜粋）

（令和 4 年 3 月 24 日付け厚生労働省医政局長通知）

2. 具体的な取り組み

このうち公立病院については、病院事業を設置する地方公共団体は、2021 年度末までに総務省において策定する予定の「持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドライン」を踏まえ、病院ごとに「公立病院経営強化プラン」を具体的対応方針として策定した上で、地域医療構想会議（本県では委員会）において協議する。

2 参照通知文 2

「地域医療構想の進め方に関する考え方の整理について」（関係部分 抜粋）

（令和 3 年 5 月 11 日付け（愛知県）保健医療局長通知）

1. 個別の医療機関ごとの具体的対応方針の決定への対応について

（1）公立病院

過疎地等における一般医療、救急・小児・周産期・災害・精神などの不採算・特殊部門に関わる医療の提供などにおいて重要な役割を担っている中で、構想区域の医療需要や現状の病床稼働率、他会計からの繰入金等を踏まえてもなお当該医療を公立病院において提供することが必要であるのかどうか、民間医療機関との役割分担を踏まえて公立病院でなければ担えない分野へ重点化されているかどうかについて確認すること。